恵庭市告示第85号

恵庭市地域計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条7項の規定により公告し、地域計画変更案を次により縦覧に供する。

地域計画の変更案に係る農用地を所有する農業者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該計画の案について縦覧期間満了の令和8年10月12日までに意見書を提出することができる。

令和8年9月28日

恵庭市長　原田　裕

1. 地域計画の変更案の縦覧期間
 自　令和8年9月28日
 至　令和8年10月12日

2. 地域計画の変更案の縦覧場所
 恵庭市京町1番地　恵庭市役所経済部農政課
 恵庭市ホームページ

3. 地域計画の変更案に対する意見書
 (1)提出先　恵庭市京町1番地　恵庭市役所経済部農政課
 (2)提出方法　書面による
 (3)提出期限　令和8年10月12日
 (4)処理結果　提出された意見書について、その要旨及び処理結果を、地域計画を変更した旨の公告と併せて公告する